

2013. 8. 10

**佐久保健所管内の事業者が出荷した「はくさい」から基準を超える  
農薬オキサミルが検出されたことから事業者に対して回収を命じました**

■南佐久郡の事業者が出荷した「はくさい」を福岡県で検査したところ、基準を超える農薬オキサミルが検出されました。これを受けて、佐久保健所は当該事業者に対して食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

なお、今回の検出量は体重 50kg の人が毎日約9kg ずつこの「はくさい」を一生涯食べ続けても健康に影響することはない量です。

■違反食品について

- ◆名称及び対象           はくさい  
                                  平成 25 年 8 月 2 日から 9 日にかけて出荷されたもの
- ◆包装形態等           15kg 詰めダンボール箱   6,789 ケース (40,734 玉)  
                                  12kg 詰めダンボール箱   420 ケース (1,680 玉)

■検査結果等について

- ◆検査検体               はくさい
- ◆違反確定年月日       平成 25 年 8 月 9 日 (金)
- ◆検査結果               農薬オキサミル 0.11ppm 検出 (基準値：一律基準 0.01ppm)
- ◆検査機関               福岡県保健環境研究所

■違反内容について

食品衛生法第 11 条第 3 項違反 0.11ppm 検出 (基準値：一律基準 0.01ppm)

■措置内容について

食品衛生法第 54 条の規定による回収命令

■今回の命令の詳細につきましては下記アドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/happyou/kai shuu250810.pdf>

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS\\_info/FS\\_top.htm](http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS_info/FS_top.htm)

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口